

## 水戸市地域おこし協力隊（水戸暮らしコーディネーター）の任用等に関する要項

### （趣旨）

第1条 この要項は、人口減少及び高齢化が進む本市において、地域の活性化に寄与する人材を水戸市地域おこし協力隊（水戸暮らしコーディネーター）（以下「協力隊」という。）として任用することについて、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （協力隊の身分等）

第2条 協力隊の身分は、水戸市会計年度任用職員の任用に関する規則（令和2年水戸市規則第43号。次項において「任用規則」という。）に基づき任用する会計年度任用職員とする。

2 協力隊の任用は、任用規則第2条第3項第2号に規定する場合による公募によらない任用とする。

### （協力隊の要件）

第3条 任命権者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者のうちから、選考に合格した者（以下「合格者」という。）を協力隊を任用する。

#### （1）次に掲げるいずれかの要件に該当する者

ア 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県における国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成17年10月1日現在の市町村人口及び同令によって調査した平成27年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11パーセント未満の市町村のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）附則第3条第1項の規定により公示された特定市町村及び特別特定市町村の全ての区域並びに同令附則第4条第1項の規定により公示された特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域（イにおいて「過疎地域」という。）、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村（イにおいて「振興山村」という。）、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域（イにおいて「離島振興対策実施地域」という。）、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域（イにおいて「半島振興対策実施地域」という。）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島以外の区域に居住する者

イ 政令指定都市のうち、過疎地域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域以外の区域に居住する者

ウ 本市以外の地方自治体において地域おこし協力隊員（地域おこし協力隊推進要綱（平成21年総行応第38号）第2(1)に規定する地域おこし協力隊員をいう。）とし

て2年以上の経験がある者で、解嘱から1年以内のもの

エ 外務省、総務省、文部科学省、一般財団法人自治体国際化協会の協力のもと、地方公共団体が実施する語学指導等を行う外国青年招致事業（以下このエにおいて「JETプログラム」という。）を終了した者（JETプログラムの参加者として2年以上の活動歴がある者で、JETプログラム終了から1年以内のもの）

(2) 協力隊の任用期間終了後も本市に定住し、起業や就業等をする意欲のある者

- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、合格者が任用前に地方公務員法第28条第1項第2号から第4号までの規定に該当する場合その他任用が適当でないと任命権者が認める場合は、当該合格者を任用しないものとする。

(住所異動)

第4条 合格者は、協力隊に任用されたときは、速やかに本市に住民票を異動するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任用前に住民票の異動を要することとなった合格者は、その旨及びその理由を任命権者に届け出なければならない。

(協力隊の任用期間)

第5条 協力隊の任用期間は、当該任用に係る年度の初日から当該年度の末日までとする。

ただし、年度途中において任用された協力隊の任用期間は、当該任用のあった日から当該年度の末日までとする。

- 2 任命権者は、前項の規定にかかわらず、1年を超えない範囲内で、協力隊の任用期間を更新することができる。この場合において、当該協力隊としての身分を有する期間の合計は、3年を超えないものとする。

(地域協力活動)

第6条 協力隊は、地域の活性化を推進するため、行政や関係団体、地域住民等と連携し、次の各号に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 地域の活性化に関する活動
- (2) 本市の情報発信に関する活動
- (3) 本市への移住及び定住の促進に関する活動
- (4) 本市における持続可能な事業活動を見据えた起業に関する活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める活動

- 2 協力隊が具体的に従事する地域協力活動については、協力隊との協議の上で所属長が定める。

(遵守事項)

第7条 協力隊は、水戸市会計年度任用職員の任用手続に関する要項（令和2年3月31日決定）第10条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動地域における住民その他関係者等との信頼関係の保持に努めること。
- (2) 活動の妨げにならない範囲において、営利活動により、市が支給する報酬以外の収入

を得ようとする場合は、あらかじめその旨を任命権者に届け出ること。

(3) 活動上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならないこと。任用期間後においても同様とする。

(地域協力活動の計画及び報告)

第8条 協力隊は、毎月の地域協力活動の内容について、水戸市地域おこし協力隊活動状況報告書（別記様式）により、所属長の定める日までに所属長に報告しなければならない。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和7年6月25日から施行する。

別記様式（第8条関係）

水戸市地域おこし協力隊活動状況報告書

（所属長） 様

氏 名

水戸市地域おこし協力隊（水戸暮らしコーディネーター）の任用等に関する要項第7条の規定により、 年 月に実施した地域協力活動について、下記のとおり報告します。

記

1 勤務時間について

|    | 日付 | 活動時間 | 休憩時間 | 実働 | 勤務場所 | 主な活動内容 |
|----|----|------|------|----|------|--------|
| 1  |    |      |      |    |      |        |
| 2  |    |      |      |    |      |        |
| 3  |    |      |      |    |      |        |
| 4  |    |      |      |    |      |        |
| 5  |    |      |      |    |      |        |
| 6  |    |      |      |    |      |        |
| 7  |    |      |      |    |      |        |
| 8  |    |      |      |    |      |        |
| 9  |    |      |      |    |      |        |
| 10 |    |      |      |    |      |        |
| 11 |    |      |      |    |      |        |
| 12 |    |      |      |    |      |        |
| 13 |    |      |      |    |      |        |
| 14 |    |      |      |    |      |        |
| 15 |    |      |      |    |      |        |
| 16 |    |      |      |    |      |        |
| 17 |    |      |      |    |      |        |
| 18 |    |      |      |    |      |        |
| 19 |    |      |      |    |      |        |
| 20 |    |      |      |    |      |        |

※ 行は必要に応じて追加すること。

## 2 活動内容について

※ 実施した地域協力活動について具体的に記載すること。

## 3 翌月の活動予定について

※ 翌月の活動予定及び勤務地について，できるだけ具体的に記載すること。

## 4 意見・要望等について

※ 意見・要望等があれば具体的に記載すること。

※ 本報告書は毎月所属長の定める日までに提出すること。